

申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税

確定申告

2月

17日

月

3月

17日

月

申告が必要な人

町県民税申告書、所得税及び復興特別所得税申告書が送付された人

申告書が送付されなかった人でも、次に該当する場合は申告が必要です。

- ① 前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- ② 給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかに所得（農業・不動産・譲渡など）がある人
- ③ 給与所得者で年末調整が済んでいない人（平成25年中に会社を退職した人など）、または年末調整に誤りがあった人
- ④ 前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になっていない国民健康保険加入者



- ⑤ 前年中に所得がない人でも所得証明や非課税証明などが必要になる人（園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人）
- ※申告がないと証明書が発行できないので申告が必要になる場合があります。
- ⑥ 臨時福祉給付金の給付を受ける人は、収入がなくても申告が必要です。（詳細は広報に挟み込んであるパンフレットを参照してください。）
- ⑦ その他、前記以外に申告が必要なる人（医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人）

- ※復興特別所得税が創設され、所得税と併せて申告・納付になります。
- ☐ 申告書（送付された人は送付された申告書）
- ☐ 印鑑
- 【収入関係】
- ☐ 源泉徴収票（報酬、年金など）
- ☐ 賃金支払報告書（日雇者など）
- ☐ 収入支出内訳書（農業・営業・不動産等の収入がある人）
- ☐ 肉用牛売却証明書
- ☐ その他の収入明細書（証明書）
- 【控除関係】
- ☐ 社会保険料額が分かるもの
- ☐ 国民年金保険料控除証明書
- ☐ 生命保険料控除証明書
- ☐ 地震保険料控除証明書（平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書）
- ☐ その他の証明（障害者手帳、勤労学生の人には学生証や在学証明書、その他必要な証明など）



申告に必要なもの

その他

① 新規に振替納税を利用する場合には、納税者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要となります。

② 還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。申告者本人名義の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要となります。

③ 本年より町県民税申告書の様式が一部変更となりました。

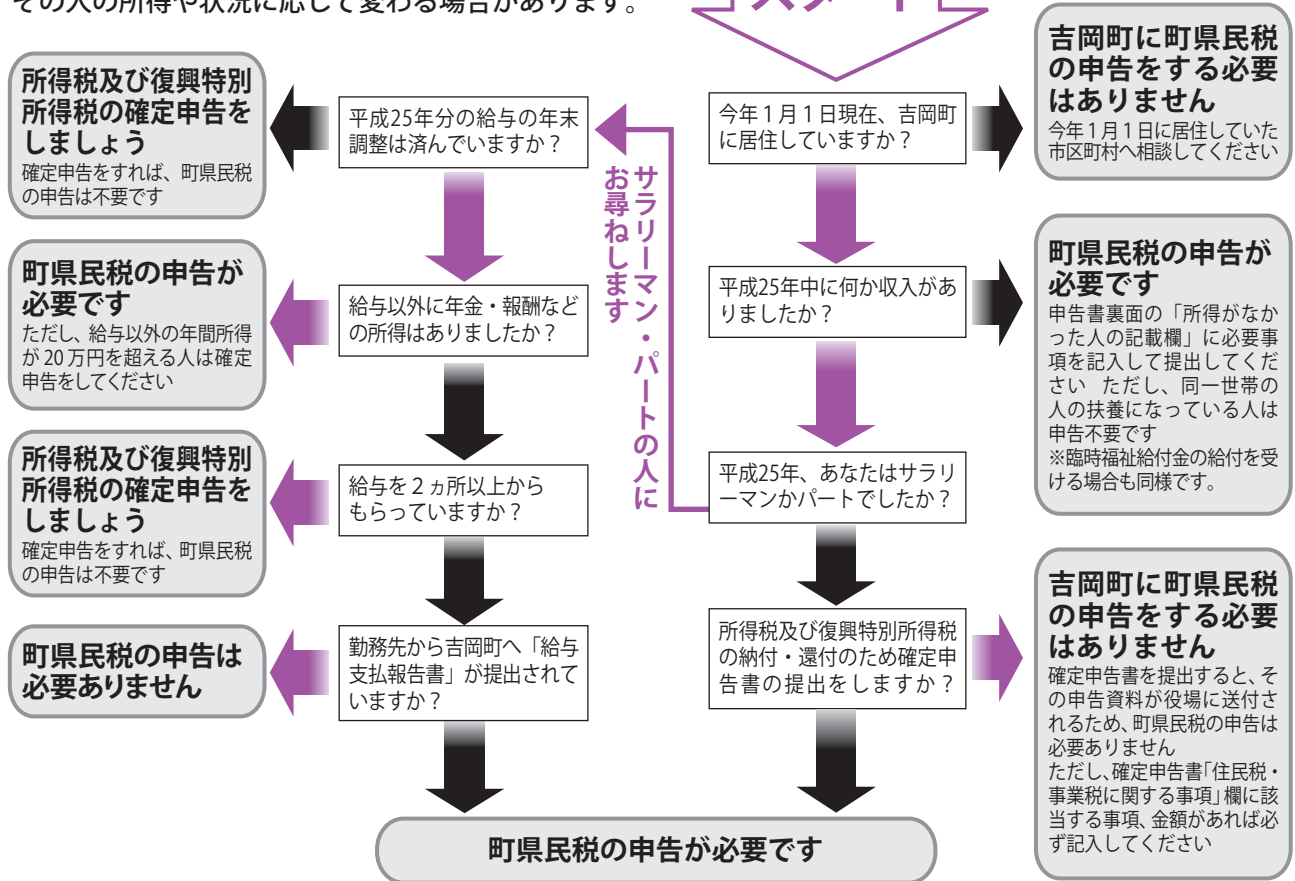


▼問合せ先

役場財務課 税務室
☎ 26・22237（直通）

申告は必要？ まずは確認！！

フローチャートはあくまで目安です。
その人の所得や状況に応じて変わる場合があります。



控除が受けられます

高齢者（65歳以上）の

障害者控除対象者

身体障害者手帳や療育手帳などを持つていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税及び復興特別所得税や住民税の障害者控除の対象者となる場合があります。

認定された人には、控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。健康福祉課福祉室で交付申請し、申告の際には必ず持参してください。

▼対象 平成25年12月31日現在（平成25年中に死亡した人は死亡時）、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けている。または、介護認定を受けていなくても6ヵ月以上寝たきりの状態にあることが証明でき、町の障害者控除認定基準に該当する人。

※介護保険の認定を受けている人でも対象にならない場合もあります。

※障害者手帳・療育手帳などを持つていない人は、手帳で障害者控除を受けることができます。

おむつに係る費用

おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税及び復興特別所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象 介護保険の要介護認定（要支援1・2、要介護1・5）を受けている人で、尿失禁の可能性が高いと主治医から証明されている人

▼申請方法 役場健康福祉課福祉室にある用紙を申告時に提出。

※おむつに係る費用の医療費控除を初めて受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。

※申告には、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書（名前・日付・金額が記載されているもの）が必要です。

▼問合せ先

役場健康福祉課 福祉室
☎ 26・2247（直通）

町の申告相談期間は 2月 17日 月 ～ 3月 17日 月

町では「町県民税」と「所得税及び復興特別所得税」の申告相談を開設します。

会場 吉岡町コミュニティセンター 2階・視聴覚室
(役場敷地内 南側建物)

※身体の障がいなどの理由により2階に上がるのが困難な人、申告書を提出するだけの人は役場1階の財務課税務室(2番窓口)で受け付けます。

受付時間 【午前の部】 8:45～11:30
【午後の部】 1:00～ 4:00

お客様が短い時間でお帰りいただけるように…
次のことにご協力をお願いします

- ◆農業・営業・不動産などの収支内訳書などは事前に作成
- ◆医療費控除を受ける人は領収書の合計金額を事前に計算



町県民税等申告相談日程

期 日	対象地区	期 日	対象地区
2月17日(月)	小倉	3月 3日(月)	大久保寺上 (三津屋1区・2区)
18日(火)	上野原	4日(火)	大久保寺上 (三津屋3区・町営住宅)
19日(水)	上野田	5日(水)	溝祭 (溝祭南部1区・2区・3区)
20日(木)	下野田 (北部全部)	6日(木)	溝祭 (溝祭中部・北部1区・2区)
21日(金)	下野田 (原・宮下・中部)	7日(金)	駒寄 (駒寄・駒寄台)
24日(月)	北下	10日(月)	駒寄 (瀬来東・瀬来西)
25日(火)	南下	11日(火)	漆原西
26日(水)	陣場	12日(水)	漆原東
27日(木)	大久保寺下	13日(木)	町内全域
28日(金)	大久保寺上 (中町・上町・田端)	14日(金)	町内全域
※申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されます。 なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。		17日(月)	町内全域(最終日)

！ご注意ください

次の人は吉岡町コミュニティセンターでは受け付けできませんので、高崎税務署が主催するビエント高崎 (高崎市問屋町2-7) での申告となります。

- 土地、建物、株式等の譲渡所得を申告する人
- 新規の住宅借入金等特別税額控除を申請する人
- 東京電力等の賠償金に係る申告をする人

※役場駐車場などで口座番号、暗証番号などを聞き取ることはありません。

「町の申告相談」に関する日程などのお知らせは、今回から広報のみになります